

第三者所有モデル太陽光発電導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内における自家消費型太陽光発電の導入を推進するため、法人その他団体（市町村及び一部事務組合を除く。）が第三者所有モデルを活用した自家消費型太陽光発電を導入する場合、その導入に要する経費の一部について、予算の範囲内で、第三者所有モデル太陽光発電導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「交付規則」という。）で定めるもののほか、この要綱で定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1のとおりとする。

2 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表2の内容全てに適合する者とする。

3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表3のとおりとする。

(補助金の額等)

第3 補助事業者に交付する補助金の補助額及び補助限度額は、別表4のとおりとする。

2 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請等)

第4 交付規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 交付規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表5のとおりとする。

3 補助金の交付を申請する者は、別に定める日までに、補助金交付申請書に關係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により補助金の交付を申請した者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、報告を求め又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

5 第3項の規定により補助金の交付を申請した者が、交付決定前に当該申請を辞退するときは、様式第2号による申請辞退届を、知事に提出しなければならない。

(申請の際の消費税及び地方消費税)

第5 補助事業者は、第4第3項に規定する申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を、減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

(交付の条件)

第6 交付規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、様式第3号により知事の承認を受けること。

ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

イ 申請のあった補助事業の内容及び効果に影響しない範囲での仕様等の変更

ロ 補助対象経費の総額の20%以内の減少の場合

ハ 補助対象経費の各区分における、配分額の20%を超えない額の流用

ニ その他知事が必要と認めるとき

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第4号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、様式第5号による遅延等報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) 県が実施する他の補助事業と併用しないこと。

(5) その他知事が必要と認める事項

(交付の決定等)

第7 知事は、交付申請書を受理したときは、別に定める庁内審査委員会において、申請の内容を審査するものとする。

2 知事は、前項の審査結果を踏まえ、補助金の趣旨に最も合致する補助事業者に対して、予算の範囲内で、交付規則第4条の規定による交付決定(以下「交付決定」という。)を行う。

(交付決定前着手)

第8 補助事業の着手は、原則として交付規則第6条の規定による補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ様式第6号による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(中間報告)

第9 補助事業者は、知事が指定する期日までに、様式第7号による補助事業中間報告書を知事に提出しなければならない。ただし、年度内の事業期間が6ヶ月未満の場合は、中間報告を求めない場合がある。

(実績報告)

第10 交付規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書は、様式第8号による。

2 前項の補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、別表6のとおりとする。

3 補助事業者は、補助金交付決定年度の補助事業の完了後、補助事業の完了日から起算して30日以内の日又は別に定める日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(実績報告の際の消費税及び地方消費税)

第11 補助事業者は、前条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除額を、減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第12 知事は、第10の規定による実績報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の補助金の額の確定後に、補助金を交付するものとする。

(実績報告後の消費税及び地方消費税)

第13 補助事業者は、第10の規定による実績報告の後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(取得財産の管理、処分制限等)

第14 補助事業者は、補助事業が完了した後も、交付規則第21条ただし書の規定により知事が定める財産処分を制限する期間(以下「財産処分制限期間」という。)は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理(以下「善管注意義務」という。)しなければならない。

なお、譲渡による財産処分を行った場合、財産処分制限期間及び善管注意義務は、譲渡先事業者に移転するものとし、譲渡後、この要綱で定める「補助事業者」とあるのは、「譲渡先事業者」と

読み替えて、この要綱で定める各規定を適用する。

- 2 交付規則第21条ただし書の規定により知事が定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間とする。
- 3 交付規則第21条第2号及び第3号の規定により、処分を制限する財産として知事が定めるものは、取得財産であって、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械装置、重要な器具その他財産とする。
- 4 補助事業者は、交付規則第21条の規定により財産処分の承認を受けようとするときは、様式第10号による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、前項の申請書を受けた後、財産処分の承認をしたときは、同項の申請をした者に通知するものとする。
- 6 知事は、前項の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

（書類の提出）

第15 この要綱により知事に提出する書類の部数はそれぞれ1部とし、提出先は環境生活部環境政策課とする。

（その他）

第16 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月26日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1（第 2 第 1 項関係）

区分	内容
補助事業の要件	<p>この補助金の補助事業は、次の各号に掲げる手法により、県内の事務所又は事業所に対して、自家消費型太陽光発電設備（出力 50 kW 以上）及び蓄電池の導入を行う事業とする。ただし、オフサイト PPA による導入の場合は、蓄電池の導入を任意とする。</p> <p>(1) PPA モデル (※)</p> <p>(2) ファイナンスリース</p>

※太陽光発電設備等の所有者である補助事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式を指す。

別表 2（第 2 第 2 項関係）

区分	内容
補助事業者の要件	<p>この補助金の補助事業者は、PPA モデル・ファイナンスリースにより、自家消費型太陽光発電設備（出力 50 kW 以上）及び蓄電池の導入を行う事業者であり、次の各号に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>(1) 法人その他団体（市町村及び一部事務組合を除く。）であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するものでないこと。</p> <p>(3) 第三者所有モデル太陽光発電導入支援事業費補助金交付要綱施行時から同交付要綱第 4 に係る交付申請書提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）に掲げる資格制限の要件に該当するものでないこと。</p> <p>(4) 全ての県税に未納がないこと。</p> <p>(5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当するものでないこと。</p>

別表 3（第 2 第 3 項関係）

区分	内容	
補助対象経費	設計費	事業の実施に直接必要な機械装置の設計費
	設備費	事業の実施に直接必要な機械装置及びこれらに附帯する設備費
	工事費	事業の実施に直接必要な工事費
	その他経費	事業を行うために直接必要なその他経費

別表4（第3第1項関係）

区分	内容	
補助額	① 太陽光発電設備	出力（※）に1kWあたり5万円を乗じて得た額
	② 蓄電池	容量に1kWhあたり6万円を乗じて得た額
補助限度額	15,000千円	

※ 各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値とする。

別表5（第4第2項関係）

区分	内容
補助金交付申請書の添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書（様式第1号別添1） 2 導入する設備のカタログ又は諸元表 3 補助事業実施予定場所の位置図 4 導入設備の配置図、システム図 5 補助事業実施予定場所の年間電力使用量及び月別電力使用量が確認できる書類 6 二酸化炭素排出削減量算定シート（様式第1号別添2） 7 工程表 8 実施体制図 9 収支予算書（様式第1号別添3） 10 見積書（設計費、設備費、工事費、その他経費に関する見積書） 11 直近3か年の決算書類 12 宣誓書（様式第1号別添4） 13 県税納税証明書（発行から3か月以内のもので、全ての県税に未納がないことを証明するもの） 14 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行から3か月以内のもの） 15 会社概要（会社案内のパンフレット等） 16 設備設置承諾書（様式第1号別添5） 17 その他知事が特に必要と認めるもの

別表 6 (第 9 第 2 項関係)

区分	内容
補助事業実績報告書の添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 収支決算書(様式第 8 号別添 1) 2 完成写真(施工前、施工後が分かる全景、太陽光発電設備等の写真) 3 工事契約(契約書、請書、見積書等)、納品(納品書、保証書)、請求(請求書等)、支払い(払込金受取書等)に係る証憑類の写し 4 PPA・ファイナンスリース契約書の写し 5 他の補助金を併用している場合は、当該補助金の交付決定・確定通知などの写し 6 余剰電力を売電している場合は、受給契約確認書等で「余剰配線」であることが分かる資料 7 補助金振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し(申請者と同一の口座名義人であって、振込口座番号が確認できるもの) 8 その他知事が必要と認めるもの